

衆議院 科学技術委員会 會議録 第五号

平成七年三月十六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 野呂 昭彦君

理事 白井日出男君

理事 原田昇左右君

理事 上田 清司君

理事 今村 修君

理事 甘利 明君

理事 塚原 俊平君

理事 平沼 越夫君

理事 近江巳記夫君

理事 西 博義君

理事 秋葉 忠利君

理事 吉井 英勝君

理事 栗本慎一郎君

理事 上田 晃弘君

理事 笹木 竜三君

理事 渡海紀三朗君

理事 小野 晋也君

理事 林 義郎君

理事 松下 忠洋君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 藤村 修君

理事 辻 一彦君

理事 大谷 忠雄君

出席國務大臣

國務大臣 田中真紀子君

科学技術庁長官 石井 敏弘君

科学技術庁科学 政策局長 落合 俊雄君

科学技術庁原子 力局長 岡崎 俊雄君

科学技術庁原子 力安全局長 笹谷 勇君

出席政府委員

科学技術庁長官 石井 敏弘君

科学技術庁科学 政策局長 落合 俊雄君

科学技術庁原子 力局長 岡崎 俊雄君

科学技術庁原子 力安全局長 笹谷 勇君

委員外の出席者

科学技術庁原子 力安全課長 矢野 周作君

資源エネルギー 庁公益事業部原 子力発電安全企 画審査課長 藤富 正晴君

建設大臣官房技 術調査室長 城処 求行君

科学技術委員会 調査室長 吉村 晴光君

委員の異動

三月十六日

辞任

小淵 惠三君

鮫島 宗明君

同日

補欠選任

松本 忠洋君

西 博義君

補欠選任

松本 忠洋君

西 博義君

補欠選任

小淵 惠三君

鮫島 宗明君

本日の會議に付した案件

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

○野呂委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。白井日出男君。

○白井委員 このたびの放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正でございますが、ますます幅広く活用されつつある放射性同位元素の利用に資するために、二つの大きな目的があるというふうな理解をいたしております。

その一つは、政府の規制緩和の政策の一環として、規制の合理化を図ることでございます。いま一つは、貸貸の業を認めることを目的として、このように理解をいたしているわけでございます。

ございます。

実際に、放射性同位元素というのは、最近さまざま分野でもって活用されておまして、医療、工業、農業分野等で大変積極的に利用されております。特に近年におきましては、地球環境問題への関心の高まりとともに、環境中の有害物質の分析を初めとする環境分野での利用、また放射線照射によるがん治療といった医療分野での利用といったぐあいに、私どもの生活の中に密接に関連した放射線利用がますます拡大をいたしております。今や私どもにとりましてこの放射性同位元素というものは不可欠の存在である、こう言っても過言ではございません。

そこでまず初めに、多種多様な分野でもって利用が可能である放射性同位元素の意義、これまでの利用状況、今後の利用拡大が見込まれる分野について御説明をいただきたい、こう思います。

○岡崎(俊)政府委員 お答え申し上げます。今先生御指摘のとおり、放射性同位元素、ラジオアイソトープから放出されます放射線は、それぞれの種類やエネルギーに応じて、例えば物質を透過する性質を持つておるとか、あるいは分子の結合を切断をしたり、あるいは組みかえをしたりする作用等を持つておるわけでございますけれども、こういった性質を利用して、古くから医療機関でありますとか大学、研究機関あるいは企業等においてさまざまな用途に利用されてきておるわけでございます。

その主な用途といたしましては、例えば脳や肺機能の診断であるとか、先生も御指摘いただきましたががんの治療等の医療分野におきまして利用であるとか、あるいは品種改良、病害虫の防除等の農林水産業分野での利用、それから非破壊測定による金属板の厚さ測定でありますとか、あるいは医療器具の滅菌等の工業分野での利用、さらに環境

分野におきましても、御指摘の微量分析であるとか、あるいは排ガスの脱硝、脱硫等の環境保全に関する応用分野、こういった非常に幅広い分野において利用が進められておりますけれども、例えば今後、脳機能の診断等の高度化に貢献をいたしますポジトロンCTの普及を初めといたしまして、医療分野を初め、より一層国民生活に密着した利用の拡大というものが期待をされておるところでございます。

科学技術庁といたしましては、このような放射線の利用技術の一層の普及促進を図られますよう、また国民生活の向上に役立つことができるよう、技術の高度化でありますとか、あるいは環境整備等の面において努力を払ってまいりたいと思っております。

○白井委員 ただいま御答弁をいただきましたけれども、いただきました資料を拝見をいたしました。医療機器ではコバルトあるいはセシウムを使ったもの、産業用放射線照射装置、これは医療に使われております。また測定機器も、今回対象となつておりますガスクロマトグラフの分析以外にも、放射線の応用工業計器というのはいくつかございまして、厚さをはかつたり密度をはかつたり、水分計とか硫黄計、いろいろなものがあります。どうぞ、ただいま御答弁をいただきましたように、さまざまな分野で今後放射線利用が一層進むようにひとつ御努力をさらにお願いをしたい、こういうふうな思っております。

さてまた、このような放射線利用が行われるに当たりまして、安全性が確保されるということが大前提でございます。私どもの国におきましても、放射線利用が本格化を迎える昭和三十年代後半に至る前に放射線障害防止法が既に制定されておりました。安全の確保に万全を期すべく努力が積み重ねられてきております。その後さまざまな

な内外の状況に應じまして、法律改正等の対応が図られてまいっております。

現在、我が国におきましては、行政改革、規制緩和が特に重要な問題となっております。放射線利用に関する規制につきましても、放射線利用形態の変化に適切に対応するとともに、利用者の声にぜひとも耳を傾ける、そういった姿勢を持ち続けていただきたい、このように思う次第であります。

今回の改正は、昨今の状況の変化に呼応し、また、経済団体を初めとする幾多の団体から要望が参っております。その改正の趣旨をお伺いしたい。また、どのような形でもって国民の利益につながるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○田中事務大臣 基本的な認識といたしましては、規制の合理化を図って、国民生活の向上に資するというのが大目的でございます。その大前提は、安全性の確保に万全を期するということが申し上げるまでもございません。

そして、個別の具体的なことにつきましては三つございまして、一つは、放射性同位元素の装備機器、これは高価なものでございますから、これを賃貸することによって、一度に多額の資金を用意しなくて高度の医療機器を調達することがしやすくなる、できるということが一点目でございます。

二つ目は、先ほど先生もおっしゃいましたが、ガスクロマトグラフ、そういうふうなものの管理義務、こういうものが合理化されるので、手続等がかなり簡単になってくるということが言えると思っております。

そして三つ目が、許可証というものの手続がかなり煩雑であったようございまして、それが今回手続を簡素化することによって、事務負担が軽減されるというようなメリットがあると思っております。

以上です。
○白井委員 ありがとうございます。

今回の改正は、まさに放射性同位元素の利用に関する新たなニーズがどんどんふえてきております。これらのものに適切に対応し、かつ国民生活の向上にも資する、まことに時宜を得ている、結構である、このように存じている次第でございます。

そこで次に、改正の柱の一つでございます表示付放射性同位元素装備機器の管理義務の合理化についてお伺いをしたいわけですが、今回の改正でなぜ表示付ガスクロマトグラフ用ECDだけが管理義務が合理化されることになったのか、また表示付とありますが、具体的にどのような表示がされるのか、また表示付ガスクロマトグラフ用ECDの表示に求められる安全上の要件とはどのようなものでございましょうか、お伺いをいたします。

○笹谷政府委員 お答えいたします。

この放射線障害防止法は、放射性同位元素あるいは放射線発生装置それぞれが持つ取り扱いの難しさ等を勘案しまして、その潜在的な危険性に応じて規制の度合いをいろいろ変えてございまして、今回改正をお願いしておりますガスクロマトグラフ用ECD、これは表示付と申しておりますが、これにつきましては、その中では一番安全性の高いものとしてこの法律の体系の中では位置づけられておりまして、この十五年間、その中で運用を図ってきたわけでございます。

その基本となりますのは、装置自体に放射線障害防止の機能を持つということが基本でございます。そして、このものについては設計承認という制度をとりまして、ある意味ではカタログ商品のなものでございまして、数多くつくられるもの、安全性の高いものでございまして、そういうことを勘案しまして、今回、管理義務の合理化、取扱主任者の免除等をお願いしているわけでございます。

表示付という制度を設けているわけでございますが、この表示という意味合いは法律上の表現でございます。実際上どういふことを行っているかと申しますと、この設計承認を得て、それに基

づいてメーカーがつくる際、一個一個機構の確認を受けます。その際、確認を受けたというマークを表示するというところでございまして、その表示自体にいろいろ基準を書いているとか、そういうものではございません。

○白井委員 今のお話でございまして、どこかにマル濟み印か何か押してあるわけですか。それから、表示付の要件、こういう要件を満たした場合に承認するという要件が幾つかあるわけですが、そのことについてもお伺いしたいと思います。

○矢野説明員 お答え申し上げます。

まず表示付ガスクロマトグラフ装置の要件でございますが、避へい性能でございまして、耐火性能でございまして、耐衝撃性能でございまして、そういつたものにつきましては個々具体的に基準等をお示ししてございまして。

○白井委員 大体わかりました。

それで、お話でございまして今までに事故を起こしたことがない、こういうことでございまして、その安全性の能力は非常に高いということは証明されている、こういうふうにも思っています。これからの事故が起らないようにひとつ努力をしていただきたい、こう思うわけでございますが、しかし、物事には、人間のやることですから絶対ということはないと私は思うわけでございます。そして、そこで、万一こういうものが紛失したような場合、事故が発生した場合、例えば表示付ガスクロマトグラフ用ECDが紛失をした、こうした場合、一般公衆に何か被害を与える、影響を与えるということとは絶対ないのでしょうか。

○笹谷政府委員 先ほどお答えいたしましたとおり、このガスクロマトグラフは国の設計承認、それから機構確認を受けておりますので、その機器の表面における放射線の量は極めて低いものでございまして、普通のガイガーカウンターとか、そういう計測器では計測できないレベルのものでございます。また、その機器の中に入っております放射性同

位元素、これは容器の中に固定されておまして、さらにまたそれが計測器の中がっちり固定されているということで、その構造あるいは設計により安全性は十分確認されているものでございまして、仮に紛失等が発生した場合でも、そのものを抱える、こういうことをやらない限り、具体的な放射線の障害ということとはほとんどございませぬ。仮にそういう状態にしても、ごくわずかでございまして。

ただ、そういうことでございまして、今回、規制の合理化を行うに当たって、この使用者に対しても紛失を防ぐために管理義務は引き続き課すことにいたしております。

○白井委員 私の認識がちょっと悪いのかもしれないのですが、いただきました資料の中でこういう記述がございまして、現在、放射性同位元素等取扱事業所数は五千二百二十一ある。ガスクロマトグラフ用ECD使用事業所数は二千六百十五カ所あり、そのうち表示付の使用事業所は九百八十六カ所ある、こういうふうにも書いてあるわけでございます。

こういうふうなことであるとするならば、表示付でないガスクロマトグラフもあるのかなと思っております。なぜ表示付でない機器が使われているのか、また個々の機器がAとBと区別できるようなシステムになつてはいるのかな、その辺ちょっと心配でありますので、お聞きしたいと思います。

○笹谷政府委員 先ほど申し上げたかと思っておりますが、この制度は、その機器自体が放射線障害防止の機能を持っているかどうかで、いわゆる許可制のものを届け出制に規制の合理化を図っているという制度でございまして、ガスクロマトグラフの中でもいろいろございまして、先ほど放射線安全課長が御説明いたしましたような基準に合致しないものもございまして、これについては、通常の安全規制体系のもとで厳密に規制をするという必要から、この表示付制度の方には入っていないわけ

でございます。制度といたしまして、製造業者は表示付の方に申請することもできますし、それ以外の方法にもよることがあります。その基本は、あくまでも、先ほど課長から説明しましたような基準を示しておりまして、その基準に合っているものは表示付制度で申請をしていくことになりまして、それ以外のものについての安全規制は、これはほかのものと同じように厳重な規制をしているということでございます。

〔委員長退席、上田(晃)委員長代理着席〕

○白井委員 よくわからないのですが、ガスクロマトグラフにもいわゆる安全確認がされてないというのか、そういう手続を経てないものもかなりあるんだということがわかったわけで、私ちょっと申し上げたのですが、AとBと二つ機器がある。相当数が出ていますし、危険性もないということですが、区別できるような許可ナンバーみたいなものはないのでしょうか。

○笹谷政府委員 説明が要領悪くおわび申し上げます。表示付ガスクロマトグラフの方は、機構確認、設計承認で安全を確認する、これは一つの合理化された形でございます。それ以外の放射性同位元素を使う場合、これはガスクロマトグラフも同じですが、ほかの施設も同じです。これは一個一個許可制になっております。許可の場合は、その一件一件安全審査をいたします。したがって、同じものを大量につくってそれを販売する場合には、設計承認という一つの同じものをつくる上での合理化を図っているわけで、ほかのものは一件一件申請し許可をしている、こういうことでございます。安全の度合いは変わりないということでございます。

〔上田(晃)委員長代理退席、委員長着席〕

○白井委員 わかりました。このガスクロマトグラフは安全性も極めて高いことなので、これ以上の詳しい区別はあるには必要ないのかもありませんが、先ほど申し上げたように、放射性同

位元素を装備した機器というのは非常に数多いわけでございます。その中にはコバルト60等を使つたかなり放射性の強いものもある、こういうことでありますので、私が今申し上げましたとおり、その管理というものはさらに徹底をするように御努力をお願いをしたい、このように思う次第でございます。

この表示付ガスクロマトグラフ用ECDの安全性が確保されているというのは、これまでは国の資格を持った放射線取扱主任者がしっかりと監督をしておつたからだ、こういうような意見もあると思うわけでありまして、それを今回あえて義務づけしないこととするというのは、どのような理由があるのでしょうか。また、その場合であつても管理責任を明確にしておく必要があると思つて、その管理責任というものは、どういふふうな人がどういふふうなふうに負うのでしょうか。

○笹谷政府委員 今回お願いしております改正の一つでございます。ガスクロマトグラフの放射線取扱主任者の選任義務を免除する理由でございますが、一つには、非常に安全性の高いものであり、過去十五年間トラブル等が一切なかったということ、それから、このガスクロマトグラフの利用の実態を見ますと、非常に多く使われているわけでございます。

その利用の実態に即応するためには、一つは、放射線取扱主任者の選任となりますと、この資格を持った人が必ず必要になるというわけでございます。まして、その人は、国家資格でございますので、年に一度の資格を受ける講習とか、そういうものが必要になります。一方、こういう機器はいろいろなところで幅広く使われておりますので、そういうものを受けてから使うようになりますと、最長一年かかるというふうな事情もございまして、この

らなきやいかぬというものと分けをして、免除をお願いしているわけでございます。

また、管理責任につきましても、放射線障害予防規定というものをこの法律に基づいて設けますので、その中で管理責任は明確に位置づけるといふ考え方をございまして。

○白井委員 ガスクロマトグラフを使うようなところというのは具体的にどういふふうなところか、私はよく実態を知らないわけですが、この資料では、研究機関、地方自治体等でもつていろいろな有害物質の検査をやる、こういうことでございます。こういう検査をやるようなところというのは、このガスクロマトグラフだけ使っているんだというところは極めて少ないんじゃないか。あわせていろいろ測定器も持つて、その中の一つであるという可能性も多いわけなので、したがって、ガスクロマトグラフは主任者等は要らない、しかし、そのほかのものは要るのであるから、ぜひともその区別とチェックをしっかりとやっていただきたい、こういうふうに思います。

科学技術庁は原子力関係のことを主としてやっているわけですが、原子力分野の安全規制につきましても昨今は規制緩和の動きが大変激しいわけでございます。この規制緩和の動きに引きずられまして、安全確認をおろそかにしたいたずらな規制緩和を行うというのは本末転倒である。したがって、その点しっかりとした態度でやっていただきたいと思うわけですが、この表示付ガスクロマトグラフ用ECDにつきましては、いろいろいろいろお話をお伺いしましたように、安全性の確保もしっかりとさせていただいておりまして、利用は大いに促進をされる、合理化というものはまことに有意義である、このように思っている次第でございます。

努力をお願いをしたい、こういうふうな思いをもちます。

もう時間があと五分しかございませんので、簡単に思っておりますが、今回の法改正というのは、原子力安全委員会が取りまとめました「放射性同位元素等の安全規制のあり方について」の中間報告、これに基づいて出されているというふうな方向でございます。その中には、これからは引き続き、とにかくやれるものは早くやる、合理化ができるものは早くやる、しかし、なおかつこれからは引き続き安全性のあり方について検討していこうじゃないか、こういうことでございます。

そこで、放射性同位元素の安全規制について、今後さらにどのような検討が行われることになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○笹谷政府委員 今回の法改正をお願いしておりますのは、先生御指摘ありました社会的ニーズの強いものについてお願いしておるわけでございますが、あくまでもやはり安全確保というのが大前提でございます。この法律改正に際しまして、具体的な要望というものはいろいろあつたわけでございますが、これまで御説明したような安全性の高いものについて改正をお願いしているわけでございます。

一方、社会的ニーズと申しますと、まだ表示付制度に適合していないようなものについても、いろいろ多く生産され、また利用されている実態がございまして、そういうものについての要望も出ています。そういうものについては、いろいろの観点から、支障のない範囲で可能な限り社会的なニーズに対応してまいりたいと思っております。

○白井委員 先ほど私がちよつと申し上げましたように、測定機器、いろいろまだ種類もございまして、測定ということであるならば、そう強い同位元素も使つておられないんじゃないか、まだ自由化

できるものがあるのかもしれない。ぜひともそういう方向でもって、さらにひとつ御検討をいただきたいと思います。

今回の改正につきましていろいろ質問をしてまいりましたけれども、今後、放射性同位元素の利用の増大が大変見込まれる。その中で、やはり何といたっても安全性の確保というものに万全を期していかなきゃならぬ、こういうことでは今後とも最も重要項目であるということには今後とも変わりがない、こういうふうな思っております。

最後に、今後の放射性同位元素の安全確保について、大臣の御見解を伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○田中事務大臣 先ほど、規制緩和等、原子力政策について白井先生はお触れになりましたので、一言申し上げますが、内閣挙げて規制緩和をやるようにという御指示が総理からございますけれども、私は、科学技術庁で原子力政策を預からせていただく立場といたしまして、むしろ強化する立場にあるかもしれないので、科技庁の場合は少し立場が違うということは、機会あるごとに閣議でも懇談会でも申し上げている次第でございます。そして、今のお尋ねでございますけれども、R1の利用が非常に広まっている、そして国民の生活を向上させるために規制を合理化していくということでありませうけれども、これは今おっしゃったように、本当に何かがあった場合には非常に危険性を及ぼすものでもあります。ですから、アクセルとブレーキで、アクセルだけばんばん踏むのではなくて、アクセルを吹かすのであれば、必要ときにはかなり強力なブレーキがばつとかかかられる、そういう安全規制が伴うべきだということ、もう申し上げるまでもございませぬ。

それで、放射線を扱う業務に従事する方とか一般の方々が放射線によって障害を起こすことがないように、より一層ブレーキとしての安全規制というものは徹底してまいります。
○白井委員 どうもありがとうございます。

○野呂委員長 西博義君。
○西委員 新進党の西博義でございます。きょうは、お許しを得て若干の質問をさせていただきますと存じます。

まず初めに、現在、放射性同位元素が幅広い分野で利用されていることは周知の事実でございます。ただききました資料によりますと、平成五年度におきましては、放射性同位元素を装備した主な測定機器等の使用台数は大体一万一千台というふうな載っております。このほかにさまざまな機器が使用されていると思いますが、例えば、医療機器として、先ほど白井議員の方から話がありましたコバルト等のガン治療に使われる機器等、それからR1の遠隔照射の治療装置、それから機械製造業等で使用されている非破壊検査装置等がございます。そんな放射性同位元素を装備した装置の使用台数の総数は、一体幾らになるのかということをお伺い申し上げます。

また、この中には、医療機器等かなり高価な装置も含まれていると思えます。今回、規制緩和の一つとしてリースを許可するということがうたわれておりますが、このことによつて比較的設備が調達しやすくなるということが考えられると思えます。また、最近の急速な技術革新によつて陳腐化したこういう機器等に対する更新、これが容易になるのではないかとこのうふうなことも考えられます。

そんなことで、ここ数年間のデータで、平成元年度から五年度までのデータをいただいておりますが、使用台数が大体一万一千台前後で、大きな増減はございませんでした。しかし、この規制緩和によつて変動があるのではないかとこの予想を私はお伺いしておりますが、どの程度のことが見込まれているのか、この二点について初めにお伺いいたします。

○笹谷政府委員 先生から御指摘ございましたように、放射性同位元素を装備した機器は、医療機関とか教育機関あるいは研究所、製造業、いろいろ

るところで幅広く使われてございます。また用途も、先生御指摘があったような用途で数多く使われているわけでございますが、私も平成六年三月末現在で機器の種類別、機関別で集計しているところによりますと、総数で約一万四千台ほどになります。大どころでいいますと、ガスクロが五千六百台ほど、厚さ計で二千六百台ほど等でございます。

また、賃貸の業を新しくお願いしているわけでございますが、先生から御指摘ございましたように、高価なものあるいは新しいものを利用できる機会がふえるということが想定されるわけでございます。このことによる増加そのものについては、残念ながら我々まだそういったデータを入手しておりませんが、このリース制度をお願いするに当たりまして要望等からいろいろデータを取集したところでは、現在販売しているものが賃貸に変わるといふようなものもございまして、なかなか把握しづらいのですが、賃貸という形での利用されるものについて、これは単価も数百万から数億のもの、いろいろございまして、大体二百万程度賃貸でやりたいという希望が寄せられておりました。機器の総額で数十億から数百億、そういうような数字を私も把握しております。

○西委員 先ほど総台数を御説明いただきましたが、私のいたっている資料の中では、ガスクロマトグラフ、それから厚さ計、レベル計、いわゆる測定機器等が一万一千台前後というデータでございます。

ちよつと医療機器についての台数、もしおわかりになれば教えてください。

○笹谷政府委員 医療機関では主に照射装置に使われておまして、約三百台程度でございます。

○西委員 もう一つ、今回の規制でECDの検出器、いわゆるガスクロマトグラフの中のエレキトロン・キャプチャ・ディテクタを備えつけた装置、これの管理義務の簡素化が図られるということになっております。私も、ディテクタの中身がEC

Dじゃなくて、ガスクロマトグラフそのものは何度でも仕事で使っておりますが、同僚に聞きますと、ECDは非常に感度がよくて、今後環境問題の分析等、要するに低濃度のものを高感度で検出する非常に優秀な機械であるというふうな報告を受けております。また、きのうも製造業者にも確かめましたところ、低レベルの放射性元素ですから問題ないということも確認をいたしました。

これ以外に、最近技術的にもかなり進歩しておりますので、製造過程においてきちつとシールドを完全にすれば問題ないというものが、今後規制緩和の面で幾つかあるのではないかとこのうふうな気もいたしております。そういう面でも今後検討できるものがあれば教えてくださいたいと思っております。

○笹谷政府委員 先生御指摘ございましたように、その機器自体で放射線障害防止機能を十分確保しておるといふものがこの表示付制度に申請する基本要件でございますので、そういうことからしますと、現在はガスクロのECDということになるわけでございますが、今後環境問題でいろいろ利用されるものの一つとして、硫黄分析計とか液面計とか、その他いろいろございまして、そういうものについても、具体的に放射線障害防止の観点から十分安全が担保されるということが確認されれば、この制度で運用していくことになろうかと思っております。

○西委員 新聞によりますと、一九九〇年に東大病院で、放射性同位元素の管理がずさんであった、問題になったことがございました。その新聞の情報によりますと、科学技術庁で年間四百カ所の立入検査をなさったということが出ておりました。その結果四割から五割の事業所で違反が見つかった、こういう報道がされております。その後不法処分をしたり紛失したりという事件が起きているということも書かれております。

現在、科学技術庁の行う立入検査はどのように行われているのか。さらに、検査官の方は何人いらつちやう、一年間でどの程度の検査をされて

いるのか。また、その結果何割程度の事業所で違反が見つかっているのか。そして、指導をどのようににされているのか、このことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○笹谷政府委員 東大病院の件は新聞等で大きく取り上げられたわけですが、もともとは法の施行以前の廃棄物等について、その処理が適切でなかったということがまず第一の起因でございます。

それはさておきまして、私も、放射線障害防止法に基づきまして、その使用者等に課せられている義務、これが適切に遵守されているかどうか、こういうことを確認するという観点から立入検査を行っているわけでございます。

平成五年度は、十二名の検査官によって三百三十二件の立入検査を実施しております。この検査におきましては、安全に万全を期す、こういう観点から、帳簿の記載等きめ細かな観点から指導を行っているところでございます。その結果、数字的には大きくなっているわけでございますが、平成五年度では約四割、昭和五十九年度では約六割、平成元年度では五割、こういうことになっているわけでございますが、年々改善されているわけでございます。

この数字は、半分以上じやないかということですが、非常に御心配をされるかと思っておりますが、数多くの機関で使われているということから非常にきめ細かくやっております。例えば帳簿の記載事項で、氏名が適切に書かれていなかったとかあるいは管理責任者の判がなかったとか、そういうものも全部一件に数えておりますので数は多くなっておりますが、安全上直接影響を及ぼします施設の不備とか、それから取り扱い上の問題、こういうことについての指摘なり指導というものはほとんどございません。

例えば、こういう放射線のマーク、三葉マークがございませぬ。こういうものを排水施設とか何かに貼付するわけですが、そういうものの貼付がちょっと見えづらいところにあるとか、あるいは張っていないとか、こういうものも数に入っております。

いますので、この数が四割とか五割ですとだということではございません。

○西委員 まず弁解がございましたが、昭和五十九年の六割から四割程度に減っている、こういう御答弁がございました。

確かにおっしゃることは事実だろうと思っております。御専門の方の指導のもとになされていることでございますので、その資格を持っていらっしゃる方、その専門の方の指導のもとになされているということは別に疑っているわけではございませんが、小さなこととはいえきちつと規則があるわけですから、その規則を守るのか、そんなことが大したことではなければもう要らないのか。いつまでも五割から四割に減ったとか、また、若干ふえたとかいう議論をすることの意味というのが本当にあるのだろうか。

そうおっしゃるなら、それこそ規制緩和しているのかということだろうと僕は思っております。やるのならばきちつと指導すべきで、何年やつたつた五割程度をうろついているような立入検査は、本来その法の意味が問われるのではないかと、そういう感じがいたします。

その辺のところを、きちつと管理体制を再度していただきたい。これからさらにリスによって使用の拡大がふえることが予想されますので、これを機会に再度徹底した御注意をお願いしたいと思います。

○笹谷政府委員 先生御指摘のとおり、こういう厳重な規則でやっておりますので、そういうものにきちつとつとつとやるのが基本でございます。我々も立入検査、あるいは放射線取扱主任者がそれぞれついているところが大多数でございますので、そういう放射線取扱主任者の会合を通じて、より安全あるいは規則の遵守を徹底するよう万全の体制で臨みたいと思っております。

○西委員 放射性廃棄物のことについてお伺いを申し上げます。処理処分する方法です。

原子力委員会が出しております原子力の研究、

開発及び利用に関する長期計画、平成六年に出ておりますが、この文書を読んでみますと、放射性廃棄物の処理は海洋投棄にかえて地中埋設する方向、こういうふうに出ております。逆に言いますと、これまで海洋投棄をしていたということになるわけですが、どの程度の量を既に海洋投棄されたのか、どこに海洋投棄されたのかということをお答えをお願いいたします。

○笹谷政府委員 お答えいたします。日本放射性同位元素協会、現在日本アイソトープ協会という名称に変わっておりますが、この協会が昭和三十年から四十四年までにわたりまして、主に房総沖において十五回、放射性廃棄物の試験的海洋投棄を行っております。

投棄された廃棄物は、この協会が放射性同位元素を取り扱った際に生じます廃棄物を主にドラム缶にコンクリート固化したものでございまして、投棄物、このドラム缶詰めは合計千六百六十一個でございます。

この中に含まれております放射能は、当時の放射能量でございますが、コバルト60という放射性同位元素が主でございます。その量は当時で四百七キюриという量でございます。もうそれ以降二十年、三十年たつておりますので、その数分の一になつていられるものと思われまます。

○西委員 さて、その廃棄物のその後の処理でございますが、この廃棄物は日本アイソトープ協会が集荷をして、医療用の廃棄物についてはまず灰にするということでございます。ドラム缶に詰め保管している、こういうことが記載されておりますが、今のところは研究用廃棄物は日本原研の方で委託保管している。

それぞれ医療用、研究用、その他、こういうふうに分けられて、それぞれどのくらいの容量があるのかということ、それから、廃棄場所が十数カ所に及んでいるということでございますが、その施設はどこにあるのか。それから、廃棄施設の利用状況について、それぞれの施設の全体の容量、それから、現在それぞれについてどの程度の廃棄

物が保管されているのか、今後どの程度まだ余裕があるのかということについてお伺いをしたかったのですが、余り時間がございませぬので、簡潔にお願いしたいと思います。

○岡崎(後)政府委員 御指摘のR1の廃棄物につきまして、五年度の実績を申し上げたいと思っております。

二百リットルのドラム缶に換算をいたしました。医療機関からは七千五百七十四本、研究機関からは四千六百三十本、その他の機関から五千三十六本、合計一万七千二百四十本が社団法人の日本アイソトープ協会によって集荷をされておるわけでございます。集荷をされました後、この廃棄物は、それぞれの廃棄物の形態に合わせまして、焼却でありますとか、あるいは圧縮等のいわゆる減容の処理を行います。その減容によりましておおよそ十分の一から十五分の一程度に減容されて、御指摘の保管施設において安全に今保管されておる、このような状況でございます。

○西委員 放射性同位元素を装備した装置が、先ほどからも議論ございましたように、リス等の規制緩和によって使用がこれからもまた増加していくという予想がございませぬが、それに伴つて廃棄物の増加、また交換による増加等が見込まれております。この処理能力の不足が予想されると思っております。どう今後対応されていく予定か、お伺い申し上げます。

○岡崎(後)政府委員 ラジオアイソトープを利用するに当たりますと、この廃棄物の処分を適切に行つていくということが極めて大事であるということは当然のことだと思っております。このためには、特に発生量そのものを低減化させるということと、減容処理技術等の高度化を図るということが大変重要なことではないか、このように思っております。

具体的に、この発生量の低減化のために、日本アイソトープ協会におきましては、発生量の低減の必要性あるいはその具体的方策について、大變数多くの使用者の方々に周知をし、具体的な分別

管理等についての協力をお願いをしておるとい
ところでございます。このような成果もございま
して、平成四年度あるいは五年年度の集荷量は、そ
れぞれ前年度に比ばまして約一千本ずつ減少して
おる、このような状況でございます。

さらに、減容処理技術の高度化につきま
して、例えば焼却型のフィルターの開発である
か、あるいは難燃性の廃棄物でもできる限り焼却
できるように、その技術の開発というものを
おるといふことでございます。

さらに、今後、こういった努力によりまして
廃棄物の発生そのものが抑制されつつあるわけ
でございますが、全体的にはもちろんふえてまいり
ます。ただし、こういった努力によりまして、当
面、保管能力が不足するというような事態には
至らないものと見込まれておりますけれども、
長期的には、先ほど先生も御指摘いただきま
した長期計画に沿って、着実に最終的な処分
の方策についての施策を進めていくことが大
変大事ではないかと思っております。

○西委員 廃棄施設それ自身がかなり環境に負
荷を与える可能性がある、こう考えられます。
したがって、環境庁を中心とした環境行政が
推し進めようとしている、先ほども答弁され
ました廃棄物の減量化という方向も大変重
要な方向だろうというふうに思います。しか
しながら、おっしゃいましたように、確実に
増加することはこれまた事実でございます。こ
のRIの廃棄物が、環境に対する負荷という
意味では、ますますやはり問題化されること
は事実であらう、こう思っております。

国民の環境保全を求める声は一方です
ます。高まってくるわけですが、環境保全とい
う面では環境庁とどのような協議を行って
いるかについて御答弁をお願いします。

○岡崎(後)政府委員 この放射性廃棄物の
処理処分に当たります、安全確保でありま
すか、あるいは環境の保全ということが大
前提であるという観点から、具体的には、
先ほど申し上げました

発生量の低減化であるか、あるいは減容に
ついての努力をいたしております。さらに、
このRIの使用施設あるいは廃棄施設その
ものからの、環境であるとかあるいは人
間に対する影響というものをできるだけ少
なくするという観点から、この放射線障害
防止法によりまして十分な規制がなされ
ており、環境の保全というものが図られ
ておる、このように認識しております。

今後とも、基本的にはこの放射線障害
防止法の厳格な適用によって安全確保に
努めてまいりたいと思っております。環
境庁でありますとかあるいは厚生省、こ
ういった関係省庁とも十分相談をしながら
進めてまいりたいと思っております。

○西委員 廃棄施設について、周辺住民
に対して、先ほどちよつと私、簡潔にと
申し上げましたので、答弁がいただけな
かったのかと思っております。今十数カ
所廃棄施設があるというふうな言われ
ております。その場所、さらにその内
容等についての情報公開がどの程度行
われているのか、これについてお願
いします。

○岡崎(後)政府委員 放射線利用、それ
から原子力開発利用全般について、地
元の住民の方々は、これは広く国民の
方々の御理解の上に立たなければなら
ないということが極めて重要であらうか
と思っております。

このような観点から、このラジオアイ
ソトープにつきましても、集荷の数量
であるとかあるいは処理数量、こうい
った統計データというものを取りま
す。放線線利用統計というわかりや
すい形でもって広く公開をいたして
おります。

さらに加えて、十数カ所のこういった
地元の方々に対する情報の提供とい
うものに、アイソトープ協会あるいは
日本原子力研究所も鋭意取り組んで
おります。具体的に申し上げますと、
例えば、医療用のRI廃棄物を取り扱
っております。日本アイソトープ協会
の滝沢研究所というのがございますが、
この

滝沢研究所につきましては、地元
の滝沢村との間に公害防止に関する協
定というのを結んでおります。この協
定に基づきまして、周辺の環境放射能
のモニタリングデータというものを公
表してあります。さらに、地元の住民
の方々に、この施設内に設けられたPR
館の展示であるとか、あるいはパン
フレットの配布、あるいは定期的な
施設の公開、こういった形で積極的に
情報公開をし、やはり地元の住民の
理解を求めよう努力がなされてお
ることを承知しております。

もちろん、今後とも、廃棄事業
者に対しては、住民の理解を得て事業
の円滑な推進を図られるよう、こ
ういった努力をさらに進めていく
ように我々も指導をしております。

○西委員 ただいま滝沢村に対する
具体的な情報公開並びに住民との協
議の様子、答弁いただきましたが、
すべての施設についてそういうこと
が行われていると解釈してよろしい
のでしょうか。

○岡崎(後)政府委員 今のは滝沢
村についての具体的な例を申し上げ
したけれども、その他の施設につ
いても、できる限り同様に、積極
的に地元の御理解をいただくよう
な努力をなされておると私も思
っております。今後とも、そのよう
な努力がなされるように指導して
まいりたいと思っております。

○西委員 先ほどちよつとお触れ
になったかと思っておりますが、放
射性廃棄物の最終の処分問題です
ね。二、三十年前には海洋投棄を
していた時代があった、それをや
めて、今こういふふうにして廃
棄施設に貯蔵しているわけですが、
この方法についてそろそろ考
えていく時期に達しているのではない
かというふうな予想しておるわけ
ですけれども、どのような具体的
な案が今検討されているのか、状
況についてお伺い申し上げます。

○岡崎(後)政府委員 具体的に
処分に入りまします前に、一言この
RI廃棄物の特徴を簡単に御説明
申し上げますけれども、いわゆる原
子力発電所等から発生します廃
棄物に比ばまして、比較的放射能
レベルが低いということが第一、そ

れから半減期が比較的短い核種
を多く含んでおるといふことが二
点目、それから三点目として、焼
却等の適切な処理によって減容
できるものが多い、こういう特徴
を有しておるわけでございます。
こういった特徴を踏まえまして、
先生も御指摘をいただきました
昨年六月に原子力委員会が策
定いたしました原子力開発利用
の長期計画におきましても、こ
の点について御審議をいただ
いたわけでございます。その審
議の結果として、今後の処分
の方法について、三つの方法に
ついて指摘がなされておるわけ
でございます。

その一つは、放射能レベルの比較
的低いものについては、浅地中
処分または簡易な方法による
浅地中処分、こういふのが第一
点、第二点目は、段階管理を伴
わない簡易な方法による浅地中
処分、それから第三点目として、
一部にはアルファ核種のような
半減期核種を含むものもござ
います。この廃棄物につきましては、
いわゆる核燃料サイクル関係の
TRU核種という半減期の長い核
種を含む廃棄物についての処分
というものを別途検討中ござ
いますので、この処分を参考に
しながら進めていくべきだ、こ
ういふ指摘がなされておるわけ
でございます。

この長期計画の考え方に基
づきまして、現在、既に日本原
子力研究所及び日本アイソト
ープ協会を中心に検討委員会
というものを設けております。
ここで、例えば将来の廃棄物
の発生量の予測でありますとか、
あるいは埋設処分に係ります
管理の方法であるとか、ある
いは本当に安全に行えるかど
うかといった安全の評価問題、
こういった問題について、主
として技術的な検討を今鋭意
進めております。

国としましては、こういった
検討を促進するとともに、これ
らの検討結果を踏まえまして、
今後の処理であるとかあるいは
処分体制の整備に係るいろいろ
な施策の推進に努めてまい
りたいと思っております。

○西委員 時間が迫ってまいりました。最後に大臣にお伺いを申し上げます。

私、今手元に科学技術会議の「新世紀に向けて」とるべき科学技術の総合的基本方針について、対する答申、こういう資料をちょうだいしておられますが、科学技術会議が発足して三十年になると言われている。総理が議長で、もちろん科学技術庁長官も議員の一員という構成になっておるわけですが、私は、この科学技術会議の時宜を得た提言が、今日の技術立国としての日本の基盤をつくる上で大変重要な役割を果たしてきたというふうによく評価をしております。

天然資源のない日本にとって、科学技術を生み出していく人的な資源こそ大切な資源であるということの確に認識をされておられまして、例えば一九六〇年に第一回の答申がなされました。そのときの内容は、高度成長の一九六〇年代、こういうことを目指して、理工系の人材の大幅な増強、それから研究開発の大幅強化、こういうことを提言をされました。

それを受けて多くの施策がなされているわけですが、例えば、その直後、昭和三十七年から四十年のこのわずかに数年の間に、全国に高等専門学校が設置をされております。私も二年前まではそこで二十年間御厄介になってきた一人でございますが、そういう素早い中堅技術者の養成を行っております。

それから大学関係におきましても、私も化学を専攻して来たのですが、昭和四十二年に大学に入りましたときに三期生でございました。化学工学科という学科ですが、つまり、昭和三十九年に新しい学科ができた。これも全国に化学工学科、いわゆるプラントのエンジニアを養成する学科でございますが、高度成長を目指して石油コンビナートをあちこちで建設されようとしている時期に、そういう専門の技術者を養成するという目的のために、四十年代前後に全国の工芸部に数多く設置された、そういう学科だということに認識をしております。

その後、日本の社会情勢に依りて数多くの提言をこの科学技術会議がされているわけですが、大臣のこの科学技術会議の提言に対する評価をまずお伺いしたいと思います。

○田中務大臣 科学技術会議は、昭和三十四年に発足して以来、それぞれの時代のニーズというものを的確にとらえて対応してきているというふうな基本的評価をいたしております。

ですが、これからの時代はさらに地球規模の問題ということで、世界の国際情勢というものが非常に密接にリンクしてまいりますので、そういう中で、なお一層そうした顕在化している問題に的確に対応できるように、状況の変化を確実に見て対応していくような方針をとらねばならないということの基本認識をいたしております。

それから、ちよつと離れますが、今、持ち時間内ずつと西先生が御質問くださったこのR1の問題でございますけれども、利用の増大に伴って廃棄物がふえてくる。そうすればその貯蔵施設、廃棄施設はどうするかというような問題とか、それから、それが結果的に利用がふえれば環境に影響してくる、そういう本場に現場を踏まえた、よく認識なさった具体的なお尋ねをいただきました。本場にありがたかつたと思っておりますので、今回の規制の合理化に伴いまして、今御指摘いただきましたことを十二分に踏まえて施策を進めていきたいと思っております。的確な、とてもいいお尋ねをいただきましたありがとうございます。

○西委員 大変積極的なコメントをちょうだいしまして、感謝しております。

最後に、もう一問だけ、時間ももうそろそろあれですので、大臣にお尋ねを申し上げます。

私、もう一つ、アメリカのクリントン政権の最近出しました書類を持っているのですが、新しい世紀へ向けての科学技術政策ということについてお尋ねを申し上げたいと思っております。

アメリカでは、一九九三年、クリントン政権が、大統領を議長として、副大統領など閣僚レベルの構成員から成る国家科学技術会議が設立をされて

おります。さらに、昨年には「国家利益における科学」と題する報告書がまとめられて、アメリカ政府が国家戦略上科学技術政策を重要な位置に置いているということがわかります。日本ではいゆる情報ハイウエイ等のことでは有名になったあの時期の報告でございますが、実はその根底をなすのは科学技術であり、その科学技術に対する教育、国民の教育に至るまでの綿密な施策が打ち出されております。

二十一世紀に向けて、日本では、先ほど申し上げました科学技術会議が「新世紀に向けて」と題する科学技術の総合的基本方針についてと題する答申を出しております。この答申では、公的部門の科学技術活動が相対的に弱体である、また、基礎研究の成果としての知的ストックの拡大に関する日本の貢献度が十分でない、まずこういう厳しい評価をしております。そして、今の理科離れや創造的研究の少なさなど、日本の科学技術分野の危機的状況が叫ばれているわけでございますが、科学に携わってきた一人として、私も同様に現在のこの科学技術に対する危機というのを感じております。

科学技術の振興は日本の将来を左右する重要な課題である、こう申し上げておきたいと思っております。この科学技術政策を国の主要施策と位置づけ、アメリカのようにトップリーダーがみずからリーダーシップを発揮すべき時期ではないか、このように思います。

また、私たち、旧連立政権時代にこのような認識をいたしました。科学技術振興の第一歩として、予算編成上で知的社会形成特別枠を創設してはどうかということと努力をしております。科学技術会議の答申の中でも、政府の研究開発の投資額をできるだけ早期に倍増する、こういうことを提言されております。来るべき二十一世紀を展望して、大臣の力強いリーダーシップを期待するものでございます。一、二年の間にこの科学技術予算額をぜひ倍増に持っていったらいいと思っております。大臣

の御答弁をお願いいたします。

○田中務大臣 長い間の多くの先輩方の御努力、認識、提言等を踏まえて、このたび、御案内のとおり、科学技術振興調整費が百五十五億プラス三十億円という十四年ぶりに大きな額をつけていただきました。公共投資重点化枠も三十億円いただきました。それは諸先輩、皆様の認識と御努力の結果だと思っております。ですから、一、二年のうちに倍増ということも、目指しますけれども、いづれにいたしましても、科学技術の創造立国を目指しまして最善の努力をいたしますので、ぜひお力添えいただきたいと思っております。

○西委員 どうもありがとうございます。

○野呂委員 秋葉忠利君。

○秋葉委員 きょうのこの法案に関連いたしまして、放射性同位元素、放射能を扱う環境ということですが、これも広い意味では原子力、放射線と一体になっているわけです。

最初に大臣に伺いたいんですが、こういった放射線あるいは原子力といったものを我々が扱う上での政府としての基本的な姿勢、どこを強調されているのか、まずその点から、一般的な質問で答えようがないと言われてしまえばそうかもしれませんが、まず基本的な姿勢から伺いたいと思っております。

○田中務大臣 先ほど白井先生のお尋ねにお答え申し上げたことに尽きるかというふうなふうに思いますが、要するに、この放射線利用等が普及すればするほど、その安全性ということには万全を期していく、安全性の確保と平和利用ということに徹底することは申し上げるまでもないわけでございます。理学あるいは環境、工業、農業、あらゆる分野で身近に私どもの生活に役立つようになつておりますから、なおのこと安全規制というところは、先ほどアクセルとブレーキで御説明を申し上げましたが、その観点を忘れずにしていきたいというふうに考えます。

○秋葉委員 ありがとうございます。

恐らく大臣と私は同じ世代だと思いますが、原

子力の平和利用ということが我々の子供時代に出
てまいりました。そのころ、将来のバラ色の絵を
見せられて大変感激をした覚えがありますけれど
も、それと同時に、その当時に原子力四原則とい
いますか、安全、平和、民主、公開といったよう
な原則が出てまいりました。やはり私も安全とい
うことが基本であるという点については全く同意
見ですので、そういった観点から、あつて何点か質
問をさせていただきたいと思つております。

実は、これは関連分野なんです、阪神大震災
という事で地震の問題が非常に関心の的になつ
ておりますので、それに関連して、これまで何
度も同僚議員、今村議員なども伺いましたけれど
も、まだ十分に我々の意が伝わっていないのでは
ないか、あるいは十分なお答えをいただけていな
い点もあるのではないかと、原発の立
地とそれから地震ということに絞つて伺いた
いと思つております。

まず第一点なんですけれども、原発の日本全国
における立地を考へてみますと、どうも非常にお
かしいところに原発があるという印象を受ける人
が多いんではないかと思つております。それは、いわゆ
る予知連のつくつてゐる観測強化地域あるいは特
定観測地域ですか、そういった地域を見ますと、
日本の原発のほとんどがそういった地域に集中を
しているということがございます。

その点を少々理解するために、普通に素人考へ
では、地震がたくさん発生するところには原発は
置かない方がいいだろうというのが常識だと思ひ
ますけれども、現実はずうではなくて、地震がた
くさん起きるようなところに原発が設置されてい
るということになっております。それには恐らく何
らかの理由があるんでしようし、理由がなくてた
またまそういうことになっているのであれば、早
速改善の手を打たなくてはならないということに
もなるわけですから、まずその観測地域の目的、
意味について伺いたいと思つております。それが一点で
す。

それから、常識では、こういった観測を強化し

なくてはいいけない、特別に観測をしなくてはいい
ないという事は、前にも申し上げましたよう
に、地震が起りやすいというふうな考えられる
地域なんです、そういったところに原発をなぜ
設置したのか、そのことについて、原則をまず確
認しておきたいと思つております。

国土地理院の方、いらつしやつていますね。
○城処説明員 お話の第一点目について御説明を
させていただきます。

御承知のとおり、地震予知連絡会が設けられて
おりまして、これは地震予知の研究を進めるとい
うことで、さまざまな予知に関するデータの交換
でありまして、科学的な検討をやっていくところ
でございます。その研究あるいは観測を効率的に
やるということで、特定観測地域あるいは観測強
化地域というものを選定しているということでご
ざいます。

その考え方は、過去に大きな地震があつて最近
大きな地震が起きてない地域でありますとか、活
構造地域と呼んでいますが、活断層があるのか
いのかといったこと、あるいは最近地殻活動が活
発になってきているかどうかというような点を御
判断いただいて、予知連絡会で判断がなされてい
るというものでございます。

○秋葉委員 確認いたしますけれども、その観測
地域、二つの種類がありますが、それは普通の言
葉で言えば、これから地震が起りやすい地域だ
というふうな考へてよろしいわけですね。ほかの
ところと比べて、つまり、そういった特別な地域
に指定されていないところと比べて、強化地域あ
るいは特定地域の方が地震が起りやすい、ある
いは起る確率が高いところというふうな考へて
いいんでね。そうでなければ、観測地域はほか
の地域と比べて地震の起る確率が低いところと
いうことになってしまいますから、どちらかはつ
きりしてください。

○城処説明員 先ほど申し上げましたとおり、地
震予知についてはこれからの研究にまつところも
多いということで、なるべく効率的にやるという

ことで地域をある程度限定していくということ
で、先ほど申し上げましたような条件で判断がな
されていくと理解しておりますが、結果としてそ
ういったことも言えようか、先生御指摘いただい
たようなことも言えようかと思つております。

○秋葉委員 まことに心もとない答へで、神戸に
行つてぜひそういった発言を被災者の前で言つて
いただきたいと思います。

それでは、これは科技庁か通産かどつちかわかり
ませんが、結果として要するに地震が起きやすい
ところがそういう地域である。そんな地域になぜ
原発がたくさんあるのかということの説明してい
ただきたい。

○笹谷政府委員 お答えいたします。
原子力発電所の立地に当たりましては、立地指
針というのがございます。先生御承知のとおりで
ございます。「大きな事故の誘因となるような事
象が過去においてなかったことはもちろんである
が、将来においてもあるとは考えられないこと。
また、災害を拡大するような事象も少ないこと。」
というふうなことになっております。

具体的には耐震の指針、これも先生よく御存じ
でございますので中身については省略いたします
が、基本的な考え方は、そのサイトに耐え得るよ
うな耐震設計を行うということが基本でございま
すので、立地選定に当たりまして活動可能性のあ
るところはもちろん避けるわけでございますが、
基本的な考え方はそういうことでございます。

○秋葉委員 それで、実は各原発のあるところ
で、原発をつくるときに、その原発ごとに大体周
りの状況を見て、どのくらいの規模の地震が起こ
る確率があるかということ考へて、どんな地震
が起いても大丈夫なように設計してある、平たく
言えばそういうことだと思つております。

具体的な数字を挙げて、本当に今おつしやつた
ようなところの設計が行われているのかどうかと
いうところを疑問にしたいのですが、その前に、
実は私がここで取り上げたいのは「もんじゅ」があ
るあたりなんですけれども、これは敦賀湾の周辺

です。これは一九七八年に改定された特定観測地
域からは除かれていますね。改定されたものから
除かれていますので、最初の、七〇年だったか
と思つて、特定観測地域には入つてゐる。除かれ
た理由というのはどういふことなんでしょうか。

○城処説明員 観測をするための強化地域であ
りますとか特定観測地域というの、先ほど申し上
げましたような考へ方で、昭和四十四年に発足し
た予知連で直ちに議論をいただきまして、四十五
年に基本的な考へ方が出されております。

その後、多少の改定がなされておりますが、観
測地域については区域を拡大するとか区域を加え
るということ変更がなされておりますので、区
域に関して言えば、減少したというふうなところ
は承知をいたしてないという実情でございます。

○秋葉委員 琵琶湖の北側から若狭湾の方に向け
て、最初に入つていましたけれども、新しい方で
は除かれていますから、それは今の誤解じゃな
いかと思つております。

それで申し上げたいのですが、実は敦賀、これ
は新しい特定観測地域には入つていないところ
ですが、力武常次先生というのですか、地震の権威
だということでも本を買つて読みましたけれども、
その中に、日本列島の主要地点が内陸活断層の活
動及び海域地震によつて、西暦二〇〇一年から一
〇年の期間にこむる加速度が百及び三百ガルを
超える確率というのが出ています。

三百ガルというのは大体震度六ということ
で、これでこの確率を見てみますと、恐るべき
ことに一番確率の高いのが静岡です。二番目が高
山、これは飛騨高山です。三番目が敦賀になつて、
これは原発のたくさんあるところのすぐ近くで
す。それで四番目が神戸。今度神戸でこれほど大
きな地震が起つたのですけれども、となると、
一、二、三というのはもつと危ないということ
この地震の権威が言つてゐるわけですね。今のこの
確率というのは、内陸活断層の活動と海域地震、
その両方の起り得る可能性というのを調べたも

のなんです。

ところが、これをちよつと変えて、内陸活断層の活動だけにする。それで確率を調べると、実は一番目が高山、これは変わりませんけれども、二番目に敦賀、静岡というのには要するに海の方に震源地を持つ地震なので、内陸の活断層というところでは敦賀が二番目になってしまう。それほど地震の起こる可能性が高いというところで、やはり特定観測地域等を設置する際にはもう少し注意深くこれを行うべきではないか。

恣意的なことをされてはいないのであれば、それはいいのですけれども、しかしながら、一方にこれほどはっきりとした確率まで計算した結果がありながら、特定観測地域を設定する際にはそれが反映されていないというところは、やはりゆゆしき問題だと思えますから、注意を喚起しておきたいのです。

そこで、問題提起をしたいと思いますが、例えば「もんじゅ」の安全審査の際に、この地震が非常に起きやすい敦賀で、大体その審査申請書ですか、それに載っている幾つかの断層がその近辺にあるわけですけれども、その最大速度振幅、これは地震がどのくらいひどいかという程度をはかる基準ですけれども、その最大速度振幅はどのくらい値になっているか、その値を得る上での根拠は何なのかを伺いたいと思います。

○笹谷政府委員 お答えいたします。
設計用最強地震につきましては、これは十九カイン、ガルにいたしますと二百八十ガル、根拠になりますのは一九九一年のマグニチュード八の濃尾地震を対象に、こういう数字を設定してござい

ます。
○秋葉委員 大体その値の近くだと思えますけれども、実はこの安全審査の中にはもう少し細かいデータが含まれております。各断層ごとにどの程度の地震が起こるかということを想定して、この断層で地震が起こった場合に、例えば「もんじゅ」のある地点ではどの程度の規模の地震が起こるといふ数字が出ております。

その中で参考になるのが、今回の阪神大震災と比べて大体同じような想定をしているというものを

選んでみたのですけれども、柳ヶ瀬断層、ここで地震があったとすると、規模がマグニチュードが七・二、震央距離二十一キロということ、この際の最大速度振幅というのは十四・九、まあ十五ぐらい。これは値はカインですから、先ほどの十九というのと距離が違えば少し違うわけですから、ということ、大体同じ数字が出ておられます。この数字について、科技庁でお待ちになってる数字、これは審査書から抜き出してきたものですから同じはずなんですけれども、とりあえず確認をしていただきたい。

○笹谷政府委員 大変申しわけありませんが、手元に審査書を持ってきておりませんので、先生、審査書からこの数字をごらんになったのであれば、この数字だと思えます。

○秋葉委員 この十四・九カインが出てきたという基準は何かといいますと、最大速度振幅を計算するための金井式というものがあつた。金井さんという学者がこれを提唱して、その式が使われているわけですけれども、その式の計算結果が十四・九だ、こういうことだと思えます。これは、震度とそれから震源までの距離が大体わかれば、ほかの定数というのは大体与えられているものと考えていいわけですから、その二つが変数で大体結果が出てくるということになっていきます。

実は私が申し上げたいのは、その金井式というものをも日本の原発の安全基準の基礎として使っているわけですけれども、そこに使われている震源までの距離というのが実は非常に大きな問題ではないかというふうな考えております。

最近の学会の主張の一つとしては、震源までの距離ではなくて、震央の方が近いのですけれども、震央と断層までの距離ということの方が意味があるのではないかとこの問題提起が行われております。そのことの蓋然性、ある程度の可能性を持つてそのことが正しいのだということを示すために、

実際に今回の震災において、神戸大学の工学部において計測された実際の地震の大きさというものを比べてみると、この金井式を使うことが本当に妥当かどうか、疑問を感じざるを得ないということになります。

その数値を申し上げますけれども、まず阪神大震災の場合は、マグニチュードはやはり七・二として計算して、実は非常にこれは偶然なんですけれども、地震計のあつた神戸大学の工学部と震央、これは震源のちよつと真上にある地点ですけれども、距離にしてはかと大体二十から二十五キロの間。仮に二十一キロ、こういうことで、距離的には全くさっきの柳ヶ瀬断層と計測地が同じだということに考えられるように、大体同じ地点を選びました。しかも、神戸大学の工学部の地震計というのは岩盤上に設置してある。ですから、これは非常にいいところなんです。

それで、金井式でこれを計算いたしますと、最大速度は十二・六カインになります。十四・九というものが柳ヶ瀬断層の場合の計算ですから、少しは違いますけれども、その実測距離というものが少々違いますので、その点は誤差があるのかも知れませんが、ですから、十幾つというものが計算結果です。これをもとに原発の安全性、設計基準というものが行われているわけですが、実測値はどうだったか、これを申し上げたいと思います。

計算だと、この程度の地震であれば、神戸大学の工学部では十二あるいは十五カインぐらいの大きさの地震になるはずなのに、まず水平方向ですけれども、南北方向では五十五・一カインです。それから東西方向では三十一・〇カインです。ただ、これは東西と南北と違うふうな方向が、地震の本当に一番強い方向とは違った方向で出てきますから、これは直角三角形の二辺ですから、斜辺の長さの方がもっと大きくなる。それを考えに入れますと、大体六十カインぐらいだということに恐らく考えていいんだと思えます。

それから、もう一つは上下方向の最大速度振幅ですけれども、これが三十三・二カインということになっていきます。水平方向だけではなくて上下方向もあるわけですから、これも考えに入れると、少なくとも計算値よりは四倍大きい地震だった。上下方向も入れますと六倍ぐらいになる。そこまで極端ではなくても、少なくとも四、五倍のオーダーの大きさだったということが言えるわけです。

やはりこういった具体的な計測値があるわけですから、しかもそれが計算値とこれほど大きく離れているわけですから、そもそも安全設計基準の根本にまで戻って考え直さなくてはいいかと思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○笹谷政府委員 今先生御指摘いただいた数字は実測値ですから、そういう数字だと思えます。地震の発生メカニズムの実態、今回の地震がどういふメカニズムで発生したのか、また発生した地震による地震力がどのように作用したのか等を含めまして、いろいろなデータがいろいろな学会あるいは調査団から出ております。

今回の地震の発生後、二日後でございますが、安全委員会に耐震検討会を設置いたしました。それで指針等の検討、確認等を行っております。過去もう二回ほど開いて精力的に事実関係の把握に努めているわけでございます。

この検討の基本的な考え方でございますが、先生から御指摘のあつたようなデータも含め、現在いろいろなデータの把握、分析に努めておられます。そういう中から、従来得られていた知見とは少し違って、新しい知見が得られるようなことになりましたら、その知見を踏まえた上でこの指針等についての検討を行ってまいりたい、こう思っております。

○藤野説明員 通産省でも同じような、先生の御指摘の神戸大学のことについて検討を行っておりますが、まだ検討の状況で、全体は笹谷局長がご答えしたとおりでございます。
今回、神戸大学で観測されました地震の場所は、今回複数動いたと言われる断層に近いということか、それから、先ほど先生は岩盤の上で測

定されたとおっしゃっていましたけれども、あれは測定された地点はもともと谷合の地点でして、そこにトンネルを掘って設置したと私も聞いておりまして、直接岩盤ではないと思えます。

それから、先ほど先生御指摘のライン数、私も確かに承知しておりますが、上下方向がかなり大きいのはポルトが緩んでいたのではないかと、ドリフトが有って、それから波形を見ますと、ドリフトといつて中心線に本当は上下に来るはずなんです、若干そこはずれておりまして、もし何らかの修正ができるなら修正を考えなきゃいけないし、何かそういう地盤の状況とか、地震計が置かれている状況をよくつぶさに調査した上で検討が必要かと思っております。

○秋葉委員 それは当たり前の話で、基礎的にこういった計算を行わなくては行けない、あるいはデータを集める際に、だれしもが基礎的なこととしてクリアをしないではいけません。というのは、当然クリアされた上で話をしているつもりでございます。ですから、これは最終結果を通過省がどういふふうにお考えになるか、それは通産省の判断ですけれども、少なくとも学問的批判にたえるような形での最終結果ということですね。

それから、今のドリフトの話ですけれども、上下方向の計測で一方に偏っていたというのは、私も波形を見ました。その原因というのは、実際に観測をした人の話では、確かに計測器が傾いていた。その傾きを考えに入れてコンピュータで今補正をやっているということですから、上下については確かにおかしいので、片方だけしか波が出てこないというのは絶対におかしい話ですから、それは補正されるというふうに思います。それについて、もうちょっと問題提起をしたかったのですが、ともかくこれほど大きな数値の乖離があるというところは、やはり根本に立ち返って問題を考えなくては行けない。

このところ非常に基礎的なところなんです、なぜ断層までの距離と震源までの距離が問題

になるかというところ、ちょっと誇張した図をかきましたので、これをごらんください。ここに原発があったとして、ここが震源だとしますね。そうするとこれが震央、その真上ですけれども、例えばこういう状況のときに、震源というのは地下の非常に深いところにある。ところが、最近の地震学者の考え方では、実はこの上の短い距離が意味があるので、こっちの方は余り意味がなさな感じがしないかということなんです、金井式というの実はこれはこれをとっているわけですね。だから、この距離が短くて非常に大きな地震になるようなケースでも、金井式を使うと、この縦の部分が長いために弱い結果になってしまう。その弱い結果に基づいて、それに耐え得る原発をつくらなければならないという結果になってしまう。この一番基本的なところに戻らなくては行けないということですね。

最後にもう一つ、残念ながら時間がありますので、これはまたいろいろと科技庁の方あるいは通産の方等とお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、もう一つこれに関連して、これまた最近話題になっておりますガラス固化体の輸送、高レベル放射性廃棄物の返還に係る問題ですが、このことについて一問だけ一般的な考えを伺いたいと思えます。

実は三月十四日に青森の県議会で、この問題について安全性の確保と情報公開に関する決議案というのが提出されました。提出者は、驚いてはいけませんが、すべて自民党の県議員の方です。この内容は、情報公開が行われること、返還される高レベル放射性廃棄物の内容、それから安全審査の経過、結果、海上輸送のルート、入港の日時、こういふことについての公表が行われない場合には、知事は入港拒否を行うべきであるという旨の決議でございます。この基本的な原則というものは、これも大事だと思うのですが、企業の秘密より人の命を優先することが大事ではないかというところがこの決議の中心的な考え方になってお

ります。こういう決議が青森県で通ったというところについて、大臣のコメントを一言お願いしたいと思えます。

○田中事務大臣 今回の青森県の県議会でこの決議は、今おっしゃったように自民党が中心になさってくださった、基本にある理念は、情報の公開ということですので、基本におっしゃっていると思えます。そして、入港の日時等につきましても、公開できることはほとんどないか、いかなければいけないというふうには思っておりません。

ただ、今までの輸送ルートにつきましては、再三再四、衆議院、参議院の予算委員会等で御答弁申し上げましたけれども、イギリス、フランス等との兼ね合いもありまして、国際的にも反対を運動家たちが追跡したりするというようなこともありました。それから、公開はいたしませんでしたが、もとより求められていることは、入港の日時等、それらについてはできるだけ情報公開をしていきたいというふうにお考えしております。

○秋葉委員 ありがとうございます。時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○野呂委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、まず、放射線とそれから法律案の問題について最初に伺っておきたいと思えます。

地球の約四十六億年、NHKの特集番組などによりまして、生命四十億年の旅とかそういう特集等も今行われておりますが、そういう歴史の長い中で、宇宙放射線とか大地放射線とのバランスの中で生物は生きてきたというのがこれまでの経過だと思っております。例えば単細胞のゾウリムシを考えてみますと、自然放射線を断ち切ると増殖は進まないですね。一度断ち切ったのを自然放射線にさらしますと、また増殖は進んでいく。それから、別なことを少し考えてみますと、私などは新幹線が東京へ来るわけですが、浜名湖の上を走っているときというのは放射線被曝は減る

わけですね。丹那トンネルへ入るとふえるわけですね。これは浜名湖の上というのは、大地放射線が水によってかなり遮へい効果があるからであります。

別な例で見ますと、チェルノブイリの原発事故に行つた人たちが、日本から飛行機で飛び立つて、ロシアへおいてチェルノブイリへ近づくと、もちろんチェルノブイリへ行つたらすごいものですが、それまでの間は実は飛行機に乗っているときの方が被曝量が多いのです。これは当たり前前のことであるわけですね。ですから、バックグラウンドの自然放射線の中で我々は生きています。これが我々の置かれている環境というもので

ですから、バックグラウンドの自然放射線の中で我々は生きています。ことに立つたならば、一つは、むやみに放射線そのものについては心配するということじゃなくて、科学的にしっかりと見ていくことが大切であつて、同時に、不必要な被曝は避けるということ、それから放射線の管理は厳しくするということが、そして放射線を帯びたものの大気中への放出というものは厳しく抑えるということ、こういうことが基本的な問題として考えていかねばならないと思っております。

ですから、私は、放射線にかかわる法を立てる上で、やはりこういう点が基本的な姿勢として当然のことながら求められると思うのですが、この点について、一言で結構ですが、最初に伺っておきたいと思えます。

○田中事務大臣 自然界の放射線の中で私どもが生きているという、今の浜名湖と丹那トンネルの話は非常にわかりやすく、興味深く伺いました。それで、不必要な被曝はあつてはいけないというふうなこと、それから安全規制の問題等につきましても、もうおっしゃるとおりでございます。きょうは特にRIの法案について御審議いただいているわけでございますけれども、需要が広まっていますので、規制を少し緩めていく、そして生活向上

に資するようにしていくことは基本ではございませぬけれども、そうであればなおのこと、安全というものに対する管理は確実に徹底をしております。

○吉井委員 次に、法に関して少し伺っておきたいのですが、リース業を新たに認める場合の放射線障害防止策についてはどのようにとらせていくのかということ、一言で結構ですから、簡潔に伺いたいと思います。

○笹谷政府委員 お答えいたします。

この賃貸が認められるということは、あくまでも安全性の確保ということが大前提でございます。したがって、この賃貸業者に対しては、許可制度のもとにおきまして放射性同位元素を保管する施設が安全基準を満たすことなど、従来の販売の業などと同じように、放射線障害の防止のために必要となる安全確保の義務をきちっと課すということにしております。

○吉井委員 次に、政令で定める安全性の高い特定の機器というものについて、今回はガスクロを考えるわけですが、これだけなのか、将来、政令に加えていくものとして何かお考えになつておられるものがあるのか、その辺を伺いたいと思つておる。

○笹谷政府委員 お答えいたします。

現在、具体的に想定しております装置機器はございませぬ。しかしながら、その施設自体が放射線障害防止を十分担保するというようなものが今後技術の発展等とどうも出てくるのが予想されますので、そういうものにつきましては、そういう安全性を十分チェックした上で、この制度に乗るかどうかということを検討させていただきたい、こう思っております。

○吉井委員 法案に関連してはかなりほかの方からも質問がありましたので、私は少し放射線の問題について伺っておきたいと思つておるのですが、ガスクロで使われるRIに比べますと、せんだつて二月二十五日でしたか、大飯原発の放射能の大気中放出量などは、これはちよつと比較のオーダー

にならないということになります。そこで、原子力安全局やら原子力安全委員会の対応について伺つておきたいと思つておる。

マスコミ発表されたものの中では、微量の放射能漏れであつたとか、それから新型検知器の誤作動になつてしまつて、だから故障を信じないで対応のおくれがあつたとか、そういう見出しをつけているのもありましたし、スイッチミスの原因という指摘もありました。

私は、そういうことはあつたと思つておるのですが、それだけでは少し見過ごしにできないものもあるのじゃないかということ、実はあの大飯の事故時のチャートを見たときに眺めてみました。それと比べて、R66LというB高感度型主蒸気モニタール、Lというのは低エネルギー域という意味なんです。そのデータを見ますと、二月二十五日の午前三時十分から、実はこれはよく見ると、こういうふうに見るとよくわかるので、立ち上がつておるんですね。

それで警報が発信された、これまで誤作動が八回もあつたということですが、この警報機器は信じられないということ、R66Lについてはそういう判断があつたとしても、R19という蒸気発生器プロトタイプモニターの値、こちらの方は、このチャートをじっくり眺めてみると、大体四十五cpmぐらいのところ、通常は推移しておるのですが、ちよつとこの午前三時十分ぐらいの警報が発信したところから立ち上がつていつて、このところがよくわかります。三時五十分ぐらいのところを見ても、通常よりも大体一〇%ぐらい高く出ているので、五十五cpmぐらい、それが四時十五分ぐらいになりますと、通常よりもさらに三〇%ほど高い、大体五十八cpmぐらいを読み取ることができました。

ですから、私は、これはR66Lのデータだけであれば、またそれは誤作動か、こういうこともあつたのかも知れませぬ。しかし、今回の場合は、また誤作動だとはともいえない事象としてとらえるべきであつたのじゃないかと思つておる。

この点の評価を伺つておきたいと思つておる。

○笹谷政府委員 先生今御指摘のありました大飯二号炉のトラブルについてでございますが、これについては私も安全委員会の立場でチェックするという事になっておりました。一義的には通産省がフォローしているわけでございます。したがって、安全委員会の対応状況をちよつと御説明させていただきます。

安全委員会では、御承知のとおり、基本設計のダブルチェック以外も、こういうトラブルについて十分フォローすることにしております。したがって、今回のトラブルについても、先月の二十七日に通産省より事実関係の報告を受けております。現在、通産省においてその原因の調査等を行つておる段階でございますので、通産省からはその原因とか対策について詳細なものを再度報告を受け、その妥当性について慎重に審議することといたしておりました。その際は、先生から御指摘のありました点も含めて十分慎重に検討させていただきます。

○吉井委員 日本の原子力の安全性についてのチェックというのはダブルチェックだ、通産省でまずやり、自分たちのところもやつておるんだ、だから安全なんだ、安全が担保されているということ、安全委員会にしても原子力安全局にしても、監視する部分については、余り人ごとみたいな対応というのには困ると私は思つておる。

大体、事故対応といふのは即座に対応しなきゃだめなわけで、通産省でばちばちやつておられたのを、出てきたら眺めてみましょうかでは、とても対応に当たらないわけですよ。ですから、局の対応も含めて、私が今指摘したように、二つの検出データーから異常を見つけたときには、やはり厳しい対応というものを即座にやる。これは局自身がぼんやりしておれば、みずからの反省として必要になつてくるし、しかし、電力側の問題としてそのことを見つけたならば、私は、電力に対する指導として厳しい対応というものが必要じゃないかと思

うのです。その点もう一度聞いておきたいと思つておる。

○笹谷政府委員 ダブルチェックする際、もちろん先生から御指摘のありましたように、我々独自に基礎的なデータを収集し、分析し、それに基づいてチェックをしていくわけでございます。また、今回のトラブル等についても、私もできる限りの情報収集は行つておるわけでございます。

御指摘の点も踏まえまして、これからもそういうトラブル対応については努めてまいりたいと思つておる。もちろん、今回のものについても御指摘のとおり徹底を図つてまいりたい、このように思つておる。

○吉井委員 今回の件についても厳しく対応する、徹底していきなさいということなんです。本日に二つの検出データーが出たときに、それでもあまいな対応をするということ、私は今後の問題としてきちつと見ていかなきゃいかぬと思つておる。

実はこれまで、蒸気発生器細管でピンホールがあつてしまつて放射能漏れが二次側にあつたということとか、あるいはゼロチン破断に至つた例というのはこの前の美浜二号になりましたが、二次冷却水に放射能が漏れた事故というのは、関西電力で十五件、それから九州電力の玄海一号で一件の十六件に上つておるというふうな何つておるのですが、間違いないですか。

○笹谷政府委員 私どもが把握している件数も、先生ただいま指摘した数字になつておる。○吉井委員 それで、ピンホールなのか、あるいはゼロチン破断に至るようなものなのか、あるいは、結果が出ないかわからないわけなんです。問題は、放射能漏れを検知した時点でどれだけ厳しく対応するかということ、原子力の安全と私を思つておる。だから私は、あなたの方に、ちよつとのんきなことを言つておられるから言つておるんです。

検知器の誤作動になつたのではなくて、蒸気発

生器細管の放射能漏れが十五件あったということ
は、閃電がなれてしまっていたのではないかと。だ
から余り重大に考えていなかったのではないかと。
そのこと自体が恐るべきことというか、本当に懸
念されることでありますし、それは、原子力安全
委員会が十六件と異常に多いリークの事実を軽く
見ていたのではないかと、閃電に対する指導が軽か
つたのではないかと。

私は、こういう点について厳しい指導が必要なの
に、今回の法律のガスタロのR Iだったらいろ
いろ御説明はいただいたが、原発の方の問題
については大変軽い扱いになってしまっているの
ではないかと、そのことを懸念するわけです。どう
でしょう。

○笹谷政府委員 初めの答弁で、何か私ども、本
件につきまして非常に軽く見ているような印象を
与えるような答弁をしたとすれば、ここでおわび
したいと思います。

安全委員会は、従来から、ささいなトラブルに
つきましても非常に綿密に検討し、必要があれば
直ちに電力等に対する指導あるいは監督官庁に対
する指導をやつてきておりますので、私も事務
局としてそれを今後とも徹底させていきたいと思
つておりますし、今回のトラブルについても、決
して軽くは考えておりません。今後の検討に際し
ましては十分慎重にやつてまいりたい、かように
考えております。

○吉井委員 美浜のギロチン破断の後も問題にな
つたわけですが、まず今回については、蒸気発生
器細管の破損箇所がどこであったかということが
特定されたのかどうかということ、それから、こ
れまでは軸方向と周方向の渦電流による欠損箇
所の探査、こういうことなどはやつてきたので
すが、ファイバースコープなどを入れて、蒸気発生
器細管の中側から見ようと思つたら簡単に見える
のです。しかし、外側でどう腐食が進んでいる
のかとか、あるいは、わかりやすく言えば、さびの
塊みたいなものがついているのかとか、それをフ
ァイバースコープなどできちんと見るようにしてい

るのかどうか、そこまで今進んできているのかど
うか、これをあわせて伺つておきたいと思ひます。
○笹谷政府委員 先生御指摘のありましたピンホ
ール等によるモニターの発泡等については、これ
は先生おっしゃるとおり、直ちに対応すべきもの
と承知しております。また、漏れいたした後、こう
いうものについての原因調査、また対策等につ
いては、じっくり腰を据えてやるものと承知して
おります。

御指摘のございました調査につきまして、安
全委員会に通産を通じて、その原因あるいは
その対策の報告を受けることになっておりますの
で、その段階で現在御指摘のございました点も含
めて慎重に対応したい、かように考えておりま
す。

○吉井委員 先ほどからだんだん答弁が慎重に慎
重になってきておりますが、事故は二月二十五日
なのです。大体三週間たつております。こう
いうふうなんびりとした対応でいいのだろうか
と、私はそれを本当に懸念しているのです。大臣、
何か御発言があるようですか一言。

○田中中国務大臣 私も、最近閃電が確かに多いな
ということは大変気にしております。
検知器の誤作動というふうなことは決してあつ
てはいけないことですが、なれといひますか、や
はり意外とアラートな状態にならないでいるのか
もしれないと思ひますので、安全委員会には役所
の方を通じて申しますし、それから秋山社長にも
私もじかに、あれ、えらく閃電は多いのじゃない
かなという感じが最近私は確かにしております
ものですから、早い時点でお電話なりなんなりで
先生の御指摘をお伝えいたします。

私もこういうことはあつてはならないと思つて
おりますので、ファイバースコープを使ってま
やるかどうかは別として、古い高経年炉の問題も
ありますし、やはり安全チェックというものは細
かくやつてまいります。

○吉井委員 それで、私さつき言いましたよう
に、計器の高感度型主蒸気モニターについて、こ
れはたびたび故障したりとか、仮にそういうこと
があつたとしても、しかし、今度の場合はダブル
チェックはできたわけなのです。仮に片方が故
障しておれば、別なデータは全く変化がないの
です。ところが、これは正常な故障かわからない
にしても、もう一つのデータが出てくるわけでは
ない、その時点できちつと対応すべきであつたとい
うことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。
次に、美浜二号機事故のチャートは私、改めて
振り返つてみました。あのときも、私は美浜原
発の中へ事故直後に行きましてチャートを眺めた
のですが、今回と同じ、同じといつたつもりも
原発は違ふわけですが、R 19という蒸気発生器
ブローダウンモニターの指示値は、あれは九一
年の二月九日でしたか、あのときも大体十二時ご
ろから立ち上がつていっているのです。
そして、閃電の記録によりまして、十二時二十
四分にR 19で注意信号が発せられた。十二時四十
分に化学分析一回目に入った。十三時四十分にな
ると、R 15で復水器空気抽出器ガスモニターが注
意警報を出し、R 19も引き続き注意警報を出し
た。そして、その大体すぐ後ぐらいにギロチン破
断に至つてしまつたわけなのです。十三時四十八
分に原子炉停止操作に入つたが、その直後、十三
時五十分には原子炉自動停止、E C C S 作動。こ
れが美浜二号機の事故のときの時系列による記録
なのです。
つまり、一時間五十分の間に、最初のピンホー
ルで放射能漏れが出たことが確認されたときの対
応がもたもたしている間にギロチン破断に行つて
しまつたのです。今回は、本当に不幸中の幸いと
いふべきなのです。そこへ行く前にとまつてい
たのです。

食ひ違ひがあつてはいけませんから、私は、美
浜二号の事故の経過は大体こういうことであつた
と思うのですが、それは間違ひないですね。
○笹谷政府委員 手元に詳しい経時的なフオロー
のデータがございませんが、先生、資料をひもと
いてお調べになつたと思ひますので、全体の流れ

はそういうことだと承知しております。
○吉井委員 前回、約一時間五十分後にピンホー
ルから大きなものに進んでギロチン破断に行つた
わけですが、今回も、ちょうど三時十分R 66 L
の警報が発信し、そしてR 19の値が上昇を始める
わけですね。約一時間後にはこのR 19の値という
のは通常値の三〇%上昇していた。つまり、S G
細管のピンホールが大きくなつて、放射能漏れが
広がつたということも判断し得る事態になつてい
たわけなのです。

もちろん、蓄積されますから、事はそう簡単に
いかないということにはわかつた上で聞いているわ
けです。しかし、運転を続けて約二時間後の五分
十五分のサンプリング分析によりまして、これは
閃電のデータですが、検出限界である二・五二掛
ける十のマイナスイ乗ベクレルの十一倍に当たる
二・三七掛ける十のマイナスイ乗ベクレルという
値になつていたというふう聞いていますので、
この点は放出量は間違いありませんか。

○笹谷政府委員 二・三七掛ける十のマイナスイ
乗ベクレルということでございます。
○吉井委員 ですから、最初に確認したときに停
止をしてピンホールの箇所を見つけたか、それ
を本来やるべきなのに、それを怠つて、検出限界
の十一倍もの放射能漏れが既に生まれていたとい
うのが今回の問題なのです。本当にこれは不幸中
の幸いだと思ひます。美浜二号のようなギロチ
ン破断には行かなかつたわけですよ。

だけれども、それがギロチン破断に行つていな
いものだから、今回の事故については非常に軽く
考えられているのです。私は、事故から三週間た
つてもまだ通産のまともな待ちということ
で、原子力安全委員会も原子力安全局の方も、本
当にこれは大変だということでの対応になつてい
ないというところが大変心配なところですよ。

それで、原子炉の停止というものは、約二時間半
後の五時四十分操作を開始したわけですが、
美浜がR 19の値が上昇を始めて一時間五十分でギ
ロチン破断に至つたことを考えたときに、二次冷

却水への放射能漏れという事態がギリギリで破断にも至るということを考えた厳しい対応をしなければならぬというふうな思われ方です。

大臣から先ほど答弁ありましたけれども、私は、この機会にやはり原子力安全委員会と科学技術庁の監視体制、監視体制といたって現場へ行って監視しなさいと言っている意味ではないのです。こういう問題が起こったときにチェックをする、その監視や指導の甘さというものが出ているのではないかと。それが今回軽く見過ごされてしまふ問題につながったのではないかと思われるのですが、この点についての御見解を改めて伺っておきたいと思ひます。

○笹谷政府委員 先ほど来申し上げておりますように、安全委員会としては、本件を決して軽視しているわけではございません。美浜二号機の経験の際、先生御指摘のございました点も含めまして、その経験を今後の運転に反映するというようなことで非常に適切な対応をとったわけでございますので、その経験がこれからの安全運転にとつて非常に大事なことだと思つておりますし、そういうものが現実に行われていかなければならないという観点からのチェックというものは十分やっておりますし、また、事務局としてもそういう考え方で徹底してやっております。

○吉井委員 美浜の事故の経験が十分生かされてこなかったというのが私の率直な感想です。それが今回のこのふうな対応になっていると思つておられます。ですから、これは本当に厳しい対応というものを真剣に考えていただきたいと思ひます。

最後に、時間がもう三分ほどになつてまいりましたので、一言伺つておきたいのは、昨日、毎日新聞に日本原子力発電、日本原電の推定として「阪神大震災で原電五十一基中四十八基が耐震設計超す揺れ」であった、こういうふうなのが報道されておりました。

実は、日本原子力発電株式会社、あの大地震

の後、地域の人たちに配つたビラの中で見てみますと、「今回の阪神大震災での岩盤の揺れは三百〜四百ガル程度と思われまふ。敦賀発電所では想定される最大の地震動を岩盤で水平五百三十二ガル、上下で二百六十六ガル」としてありますので、だから四百ガルを超えているから大丈夫だ。これは日本原電の地域の人たちにしては説明なんですね。

しかし、五百三十二ガルというのは原電敦賀の二号機の値なんです。原電敦賀の一号機の方は三百六十八ガルというのであつて、仮に原電が出している四百ガルであつたと見込まれるということになりますと、実は原電自身が、自分のところの耐震設計基準は神戸の岩盤で見込まれるものよりも基準が甘かつたと自分で認めているという結果になるわけなんです。

そこで私は、そういうものであれば、日本原電に対して、まず、みずからの原発の設計基準について根本的な見直しをしないかというふうな指導するのが普通じゃないかと思うのですが、これについての対応を伺つておきたいと思ひます。

○笹谷政府委員 先ほど申し上げましたが、今回の阪神大震災にかんがみまして、原子力安全委員会が耐震検討会を設置いたしまして、現在、鋭意検討のための現状把握、データの分析等を進めているわけでございます。

先ほど来お話ししておりますように、その中において従来の知見とは異なるものが生じ、そういうものによつて耐震設計について検討が必要ということがあるれば、徹底してやることにしております。その際、敦賀の一号炉も含めて検討するということでございますので、安全委員会での対応にひとつ期待していただきたい、かように考えております。

○吉井委員 時間が参りましたから、一言だけ伺つて終わります。

今、検討会が一月十九日に設置されたことも伺つておりますが、その検討会で専門家の結論が出るまでの間に、専門家は検討中なのに、あなたの

方で日本の原発の耐震設計は問題ないとか、大丈夫ですとか、安全は確認されているというふうなことを言つてしまふと、これはとんでもないことにもなりますので、そういうことはおつしやらないでしようねということだけ確認質問をして、終わりたいと思ひます。

○笹谷政府委員 現在の原子力発電所の耐震設計につきまして、その指針の考え方について十分説明させていただいてはいるわけでございます。その考え方で設計すれば、それに基づく事実により生じます地震に対しては十分耐えるものです、こういう説明をいたしております。ただ、安全には万全を期すということで、原子力安全委員会が検討をさせていただいております、こういう説明をさせていただきます。

○吉井委員 終わります。

○野呂委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野呂委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野呂委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○野呂委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十五分散会

平成七年三月二十七日印刷

平成七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K